

令和 年 月 日

越前市長 殿
(農業協同組合経由)

中獣類の場合のみ
区長もしくは農家組合長のどちらか一方の記名、自書でも可能

町区長

(連絡先)

町農家組合長

(連絡先)

依頼書は3ヶ月毎の許可となります。該当する期間に○してください。
4月～6月、7月～9月、10月、11月～12月、1月～3月
イノシシ、ニホンジカについては、まとめて5期分提出可能。その場合は、5枚依頼書を提出のこと。
* 狩猟期(11月～3月)のイノシシ捕獲依頼は、保護区のみ可能

有害鳥獣捕獲依頼書

鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条の規定により、下記事項を遵守することを確約し、捕獲檻の設置を依頼します。

記

- 1 捕獲檻の設置に伴う安全管理は、申請者が行う。
- 2 捕獲檻の設置に伴う管理経費は、申請者が負担する。
- 3 処理後の捕獲鳥獣を焼却する場合は、申請者が焼却業者へ搬入する。
処理後の捕獲鳥獣を焼却業者へ搬入できない場合は、申請者が搬入費用を負担する。
- 4 処理後の捕獲鳥獣を埋設する場合は、申請者が埋設処理を行う。
- 5 中獣類捕獲檻利用後は、申請者が檻を洗浄し、越前市農林整備課または今立総合支所地域振興課へ持ち込み返却する。

太枠内は必ず記入してください。

捕獲しようとする鳥獣の種類(※)	ニホンジカ(くくりわな) / イノシシ / 中獣類 (アライグマ・ハクビシン・アライグマ)
捕獲個体の処分(※)	焼却処理 / 埋設処理
区域または場所	地区 (集落名)
捕獲檻設置期間(3ヶ月毎の許可,10月のみ単月)	4月～6月 / 7～9月 / 10月 / 11～12月 / 1～3月
被害が発生した時期	令和 年 月頃
被害状況	農作物被害 / 住居侵入被害 / 生活環境被害
捕獲しようとする理由	上記被害を防止するため
希望する捕獲檻の設置数	基 ※くくりわなは記載不要
継続申請確認	新規 継続
被害状況を詳しく記入してください	

くくりわなにより捕獲した獣の処分は、実施隊(猟友会)が行いますので、記載不要

くくりわなの場合、記載不要

くくりわなによる捕獲を希望する場合は、実施隊(猟友会)と現場を確認し、山の所有者の許可を取り、場所を記載

必ず管理する者の名前、連絡先を記載下さい。

捕獲檻管理者の住所、氏名、連絡先(自宅・携帯番号)を記入してください。

ニホンジカ(くくりわな)の捕獲を希望の際は、具体的な場所選定のため、実施隊(猟友会)が電話

住宅地図に捕獲檻設置場所を明記し、申請書に添付してください。

※ ニホンジカについては、「くくり罠」による捕獲を行うため、申請者による管理、捕獲個体の処分は不要ですが、罠設置個所の見回り・通報等にご協力をお願いいたします。
イノシシ捕獲檻でニホンジカが捕獲された場合は、捕獲個体の処分をお願いします。
※ お盆期間と年末年始は捕獲檻を一時的に休止します。

※農協使用欄(依頼書を受領したら、まず市農林整備課へFAXで依頼書・添付資料を送付願います(送付状不要))
FAX送付後、依頼書の原本を市までご提出ください。

受領支店 _____ 支店

FAX送付(市農林整備課:0778-22-5167) 済 未